

滋賀県甲賀市

甲賀市地域おこし協力隊 募集要項（インバウンド観光対応）

(1) 活動地域	滋賀県甲賀市
(2) 募集人員	1名
(3) 活動内容	<p>活動のテーマ「海外向けに甲賀市をPRするなど、インバウンド誘客の推進に取り組み、観光振興に繋げる」</p> <p>【業務・活動内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○外国人旅行者への窓口での観光案内、問い合わせ対応（外国語による対応） ○海外旅行会社やメディアの市内観光地FAMツアーや現地視察等のアテンド・通訳、問い合わせ対応 ○観光PR資料の翻訳、プレゼン資料の作成 ○海外プロモーションでの通訳・プレゼンテーション ○海外へ向けての情報発信（観光案内HP、SNS等）、海外の動向等の情報収集 ○外国人観光客向けの新たなサービスや体験型観光商品などの観光メニューの企画・開発・造成・催行 ○観光案内所（観光協会）での国内外の観光客への対応業務 ○観光イベント等への従事 ○信楽町を中心としたインバウンド向けガイド及びガイド育成 ○その他、甲賀市の観光振興に資する業務 <p>（その他）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域おこし協力隊の受け入れ団体は、信楽町観光協会となります。 ○委嘱から1か月程度は、地域の関係者とともに、甲賀市全域のことを学んでいただきながら、まずは、観光振興活動に取り組んでいただきます。 ○甲賀市のことを学んだうえで、改めて10月初旬に企画提案書を作成し、活動内容の発表を行い取り組みを進めていただきます。 ○また、上記の活動について、毎月1回を基本とし、活動の成果と今後の予定を報告していただきます。 <p>（活動イメージ）</p> <p>STEP 1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光資源の掘り起こし、甲賀市の魅力を見つけ、ターゲット国の需要に合った観光資源を取りまとめる。 <p style="text-align: center;">↓</p>

	<p>STEP 2 観光資源の発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ターゲット国の需要にあった甲賀市の観光資源等をターゲット国の需要にあった媒体及び旅行博などにより発信する。 <p>↓</p> <p>STEP 3 甲賀市への誘客</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内外の旅行会社へ観光誘客営業を実施。甲賀市へのインバウンド誘客事業の企画・実行。 <p>↓</p> <p>甲賀市に定住！！</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インバウンド誘致、インバウンド受入体制整備を中心とした観光事業の実施や甲賀市の観光資源に関する知識を活かした、観光ガイドとしての活用を期待。
(4) 募集対象	<p>次の①～⑩の要件を満たす方を募集します。 (年齢、性別は問いません。)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 中山間地域の振興に意欲と情熱があり、現在、都市地域等^{※1}に在住し、委嘱後に甲賀市へ住民票を異動させて生活できる方 <u>※現在、甲賀市にお住まいの方は対象になりません。</u> ② 英語ビジネスレベル（日常会話、コミュニケーション、英文メールのやり取りができる） ③ 日本語ビジネスレベル（電話対応、メール等のやり取りができる） ④ 心身共に健康で誠実に職務を行うことができる方 ⑤ 区・自治会に加入し、地域の特性や習慣を尊重し、住民と協働して活動できる方 ⑥ 普通自動車免許を取得している方で、実際に運転ができる方 ⑦ パソコン（ワード、エクセルなど）の基本的な操作に加え、インターネット、SNS等の活用ができる方 ⑧ 地方公務員法第16条の欠格事項に該当しない方^{※2} ⑨ 土日及び祝日の勤務、行事参加や夜間の会議出席など、不規則な職務に対応できる方 ⑩ 隊員活動期間終了後も、就業又は起業等により甲賀市内に定住する意欲のある方 <p>※1 「都市地域等」とは、過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び小笠原諸島振興開発特別措置法その他2法に指定された地域のいずれかが市町村全域に及ぶ「全部条件不利地域」ではない市町村、及び、一部の地域に当てはまる「一部条件不利地域」の市町村または政令指定都市内のうち上記法令が当てはまる「条件不利区域」以外の地域を指します。詳しくはお問い合わせ、又は、下記のページをご覧ください。</p> <p>https://www.soumu.go.jp/main_content/000847999.pdf</p>

	<p>※ 2 地方公務員法第 16 条の内容</p> <p>① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>② 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者</p> <p>③ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者</p> <p>④ 日本国憲法施行の日〔昭和 22 年 5 月 3 日〕以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p>
(5) 活動時間	月 1 6 0 時間程度
(6) 委 嘱	<p>① 委 嘱</p> <p>甲賀市長が地域おこし協力隊員として委嘱します。 (市との雇用関係はありません。)</p> <p>② 期 間</p> <p>2 0 2 5 年 6 月 (予定) から 2 0 2 8 年 3 月まで (1 年ごとに更新) ※但し、協力隊員としてふさわしくないと判断した場合は、任期中であってもその職を解くことがあります。また、予算の都合により期間が変更となる可能性があります。</p>
(7) 報 償	月額 2 9 1, 6 0 0 円 (※税の控除あり)
(8) 待 遇 ・ 福利厚生	<p>① 活動経費</p> <ul style="list-style-type: none"> 活動に必要となる経費は、活動内容に応じて予算の範囲内において支給します。 <p>② 住 居</p> <ul style="list-style-type: none"> 居住の選定は委嘱する前に、採用職員の家族構成などを踏まえ信楽町協会と協議し選定する。 住居の修繕については、活動経費から必要最低限を支出します。 委嘱期間中の家賃 (上限 2 万 8 千円/月) は活動経費から支出します。なお、転居にかかる費用、生活備品、光熱水費、区・自治会費等は個人負担です。 <p>③ 自家用車</p> <ul style="list-style-type: none"> 自家用車は原則持ち込みとします。自家用車をお持ちでない方は、活動経費で借り入れることができます。 <p>④ 保険・年金</p> <ul style="list-style-type: none"> 原則として社会保険・雇用保険には加入しませんので、国民健康保険、国民年金等に参加してください。 なお、活動中の傷害保険等に参加していただき、活動経費から支出します。

	<p>⑤ パソコン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パソコンは原則持ち込みとします。パソコンをお持ちでない方は、活動経費で借り入れることができます。 <p>⑥ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協力隊員としての業務に支障がなければ、兼業を認めることもあります。その場合は、事前に市（観光企画推進課）に届出て許可を得てください。 ・活動について、疑義や問題が発生した場合は、協力隊員と市の双方で協議して対応します。
(9) 応募手続	<p>① 募集期間</p> <p>2025年4月14日（月）から2025年5月14日（水）まで</p> <ul style="list-style-type: none"> ・郵送（募集期間内必着）で受け付けます。 ・提出いただいた書類は返却いたしません。 <p>※応募状況、予算の状況により、期間が変更となる可能性があります。その場合は、応募された皆様に個別に連絡させていただきます。</p> <p>② 提出書類</p> <p>応募用紙（様式1）と、企画提案書（様式2）の2種類です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応募用紙 … 氏名、生年月日、性別、現住所、連絡先、応募動機、自己紹介、特技・資格等（A4用紙2頁） ・企画提案書 … 甲賀市で取り組みたい活動の名称及び内容（A4用紙4頁以内） <p>③ 申し込み・問い合わせ先</p> <p>甲賀市産業経済部観光企画推進課 [担当] 立岡・谷内口</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住所 〒528-8502 滋賀県甲賀市水口町水口 6053 番地 ・電話 0748-69-2190（直通） ・FAX 0748-63-4087 ・E-mail koka10352000@city.koka.lg.jp
(10) 選考	<p>① 第一次選考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・書類選考のうえ、結果を5月14日頃までに応募者全員へ文書で通知します。 ・第二次選考の詳細は、第一次選考の合格者に通知します。 <p>② 第二次選考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第一次選考の合格者を対象に5月中に面接を行います。結果は面接者全員に文書でお知らせします。 <p>※面接に要する交通費等は個人負担となります。</p>
(11) その他	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の観光地等の現地見学を希望される場合はお問合せください。

[別記]

1. 甲賀市の概要

甲賀市の人口は、2025年2月末現在で87,536人、38,105世帯です。

(1) 面積 ≪滋賀県土の約12%が甲賀市の面積≫

甲賀市は、東西に約43.8キロメートル、南北に約26.8キロメートル、面積481.62平方キロメートルで県土の約12%を占めています。

(2) 位置と地勢 ≪近畿圏と中部圏をつなぐ広域交流拠点に位置≫



甲賀市は、滋賀県東南部に位置し、大阪・名古屋から100キロメートル圏内にあり、近畿圏と中部圏をつなぐ広域交通拠点に位置しています。その東南部は、標高1,000mを超える山々が連なる鈴鹿山脈により、西南部は信楽盆地とこれらに続く丘陵性山地により各々三重県、京都府に接しています。特に、鈴鹿山系を望む丘陵地で、野洲川・杣川・大戸川沿いに平地が開け、また森林も多く琵琶湖の水源涵養、水質保全にも重要な地域となっています。

(3) 市章



甲賀の漢字の「甲」の文字をデフォルメしたマークで、外側の円は健康で安心して暮らせる街をイメージし、その中に活気ある街の輝き、未来への希望を表現しています。マークの中心には人を表現し、人が主役の街を表現しています。

(4) 気候《四季を通じて穏やかな気候》

甲賀市の年平均気温は、平野部では14℃と温暖であります。東部及び西部山岳地帯では12～13℃と低くなります。年間降雨量は1,500～1,600mmです。積雪量も特異な年を除いては、平野部で最高20cm前後であり、積雪日数・積雪量ともに少ない地域となっておりますが、東部の山間部では30cm以上積雪があります。降霜は11月から4月まで見られますが、4月から5月にかけて山岳地帯に晩霜があり、しばしば農作物に被害をもたらすことがあります。風向は年間を通じて北西風が多く、秋から冬にかけて空気が乾燥し風は強くなりますが、春から夏にかけては暖かい東南風が多くなります。

(5) 交通《甲賀市は、近畿圏と中部圏をつなぐ広域交通拠点》

鉄道網は、JR草津線が地域を横断し、JR草津線貴生川駅を起点として近江鉄道本線・信楽高原鐵道があります。いずれも単線であり利便性が高いとは言えない状況となっております。道路網は、主要幹線道路として国道1号及び主要地方道草津伊賀線が地域を横断し、また国道307号が地域を縦断する広域交通拠点です。甲賀地域及び周辺地域の新しい交通基盤としては、新名神高速道路が平成19年度に開通し、市内に甲賀土山IC・甲南IC・信楽ICが設置されました。

(6) 通信

ケーブルテレビ、インターネット環境が整備されています。(通信料金は個人負担)

(7) 医療

最寄りの医療機関は甲賀市立信楽中央病院、地方独立行政法人公立甲賀病院です。

(8) 参考URL

- ・甲賀市ホームページ (<http://www.city.koka.lg.jp>)
- ・信楽町観光協会 (<https://www.e-shigaraki.org>)
- ・(一社)甲賀市観光まちづくり協会 (<https://koka-kanko.org>)